

障がい者計画推進懇話会での意見交換
～ 豊田市成年後見制度利用促進計画の中間見直しについて ～

令和 5 年 1 月 2 3 日
豊田市 福祉総合相談課

1 お伺いの背景について

- 豊田市では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対する支援や取組を計画的・段階的に進めるため、国の基本計画に基づき、「豊田市成年後見制度※利用促進計画」を令和2年に策定しました。

成年後見制度とは…

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方について、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結などを行うことで、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を支援する制度。

- この計画は6か年の期間（令和2～7年度）の計画であり、令和4年度末で前半の3か年を経過することから、令和5年度以降の取組を必要に応じて見直すための作業を現在進めています。

2 ご意見お伺いの視点について

① 成年後見制度の理解や啓発を進めるポイントについて

- ・ 豊田市成年後見制度利用促進計画の策定時に取ったアンケートにおいて、「成年後見制度を知っている」と答えた市民は22.9%でした。
- ・ これまでも啓発等の取組を進めてきましたが、市民誰もが判断能力に不安を抱える可能性がある中で、成年後見制度を適切に知っていただくために、取り組むべき視点があればご意見をお願いします。

② 市民も参画した形での意思決定支援を進めるポイントについて

- ・ 意思決定支援とは、支援者など他者に決められた生活を受け入れるのではなく、本人自らが望む生活に向けて、支援者がその実現に向けた支援を行うといった考え方です。
- ・ 豊田市では、全国に先駆けて、この考え方に基づく支援の推進に取り組んでいますが、今後支援者だけでなく、より本人に近い立場である市民（当事者や家族を含む）にも、このような取組に参画してもらうために、効果的な呼びかけ方など取り組むべき視点があればご意見をお願いします。

③ その他、中間見直し素案に対しお気づきのことについて